

2025/11/24

東京都千代田区麹町5-2-1オリコ本社ビル
株式会社オリエントコーポレーション
東京第2オフィス 集計チーム 御中

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町一丁目5番8号
アトリウム日本橋人形町一丁目ビル4階

株式会社 Martial Arts

TEL:03-6231-1113

FAX:03-6231-1114

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
下記の書類を送付させていただきますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【送付書類】

宮下 直人 様

- ・ 完工確認書
- ・ リフォームローン契約書
- ・ 口座振替依頼書
- ・ 見積書 コピー
- ・ 工事請負契約書 コピー

【備考】

11/28着金にてお願いできれば幸いです。

何卒、よろしくお願いいたします。

担当：青木 090-8115-7321

オリコ使用欄		収納企業	株式会社オリコ・リース・ジョイ	☑オリコ・金融機関
カード会員番号	00111	お申込年月日	2025年11月20日	年月 日
契約番号	00111	生年	昭平	8年10月15日(29歳)
契約者	ツリガナ 松下直人	電話	無	携帯 090-4209-2694

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

私(預金者)は、株式会社オリコ・リース・ジョイから上記契約者に対し請求された金額を、私名義の預金から次のとおり口座振替により支払うことにしたので、下記の規定を確認のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)

預金口座振替規定

- 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、お支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の支払手続きについては、当該勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座(小切手の振出)または預金払戻請求書を出したままに、貴店所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。また、指定日以降に再度振替のうえ、残高が不足しないよう、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。
- この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 長期間にわたる貴店からの請求がない等相当の理由があるときは、特に申し出をしない限りこの契約が終了したものと取り扱われてもさしつかえありません。
- 上記番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
- この取り引きについて十分に協議が生じても貴店の責によるものを除きすべて私と上記会社との間において解決するものとして貴店には一切ご迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

1 印鑑相違	5 預金名義人相違	9 支店名相違	換印	印鑑照合
2 口座番号相違	6 預金種目相違	8 その他		
4 預金取引なし	7 印鑑不鮮明			

以上

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、上記該当箇所に○印をつけて、株式会社オリコ・リース・ジョイ(口座集中センター宛)へご送付ください。
〒350-2211 埼玉県鶴ヶ島市御折町5丁目2番19号 オリコ鶴ヶ島ビル8F
株式会社オリコ・リース・ジョイ 口座集中センター宛

△本件内にて記入・金融機関届出印をご捺印ください。

ツリガナ	三菱UFJ	新宿中央
銀行	信用金庫	信用組合
金融機関	信用金庫	信用組合
預金種目	①普通	②当座
口座番号	6230785	振替日: 毎月27日
振替日	毎月27日	(休業日の場合は翌営業日)

※注: 預金種目は①・②どちらかに必ず○をしてください。

種目コード	契約種別	記号(6桁目がある場合は)	番号(右詰めでご記入ください)
16634	1	0	
ゆうちょ銀行	払込先口座番号	株式会社オリコ・リース・ジョイ	毎月27日(非営業日の場合は翌営業日)
00180-2-44135	払込先加入者名	松下直人	

サイン取引のお客さまはお届出欄にサインをしてください。	口座開設されたお客さまは、印鑑を口座に○をしてください。(ゆうちょ銀行除く)
お届出欄	印鑑を口座に○

口座名義人	ツリガナ	(名)
住所	〒350-2211 埼玉県鶴ヶ島市御折町5丁目2番19号	

お支払内訳

工事	ご契約者ご住所へ	ご利用内容	●明細は別紙にて提出
場所	同・別	工事期間・商品	工事名・商品名(商標または製造者名)・種類・型式
工事期間・商品	R7年11月21日~R7年11月24日	数量	現金価格(円)
等の納入時期等	工事名・商品名(商標または製造者名)・種類・型式	数量	現金価格(円)
	内装174-4工事	1	¥10000000
	(別途明細添付)		

ご記入例

通帳をもとに正しくご記入のうえ必ず「金融機関届出印」をご捺印ください。ご記入、ご捺印箇所に不備がありますとお振り込みによるお取り扱いとなる場合があります。口座は原則として「契約者ご本人の口座」でお願いします。

■「貯蓄預金口座」はご利用になりません。

※金融機関で受付されない例
不鮮明 重ね印 はみ出し 逆

ゆうちょ銀行以外の金融機関をご希望のお客さまはごちから。

ゆうちょ銀行を希望のお客さまはごちから。

ご記入事項を訂正される場合は必ず訂正印(お届出欄)をご捺印ください。

ゆうちょ銀行	折戸	コナジナ
口座番号	1234567	98765432
口座名義人	東洋 太郎	タロウ

お支払いご利用金融機関について

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・労働金庫はすべてご利用いただけます。信用金庫・信用組合・信託銀行・農業協同組合は一部お取り扱いできない金融機関がありますので、最寄りのオリコ営業店までお問い合わせください。

お知らせ

●口座振替(自動引き落とし)は毎月27日(休日の場合はその翌営業日)となっております。預金口座へのご入金も前日までお願いいたします。

●引き落とし後の通帳には、オリコと記載されますので、ご了承ください。

加盟店番号	1744	名称	株式会社 Marial Arts
代表者	代表取締役 長谷川光	住所	東京都中央区日本橋人形町3丁目5番8号
お問い合わせ先	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	電話	03-6231-1113 担当者氏名 香本龍馬
取	代表者	住所	〒090-8115-1321 担当者氏名 香本龍馬
お支払方法	口座振替	請求書送付先	自宅

契約番号	0011
------	------

※必ずご自身で自署・捺印願います。
※契約書と同じ印を捺印願います。

お名前	三ツチ タロ	性別	男	生年	昭和	8年	10月	15日	29歳
住所	宮下 直人	電話	090-4209-2694	自宅	→	090-4209-2694			
建物名	マンション名がある方は必ずご記入ください。【建物名】								

⚠ 本書面への自署・捺印は、必ず工事完了後に願います。

工事	ご契約者ご住所と 工事期間・商品 等の納入時期等	ご利用内容	●明細は別紙にて提出	
場所	同・別 →	工事名・商品名(商標または製造者名)・種類・型式	数量	現金価格(円)
R1年11月21日~R7年11月24日		太陽光システム出力		KW
工事名・商品名(商標または製造者名)・種類・型式		数量	1	¥10000000
内装・外装工事				
(別添明細書付)				

株式会社サリエルコーポレーション 御中

工 事 完 了 確 認 書

記入日 2025 年 11 月 24 日

契約者(私)は、2025 年 11 月 24 日、上記工事が当初の約定どおり完了したことを確認し、署名・捺印いたします。

お客さまが希望されるご連絡時間
※ご記入のない場合は随時ご連絡いたします。
自宅 勤務先 携帯
AM PM 6:00 頃

名称	株式会社 Marsial Arts	取扱	名称
販売	代表取締役 長谷川 光	取扱	代表者
住所	東京都中央区銀座4-10-15 長谷川ビル4F	住所	
電話	03-6251-1119 担当者氏名 長谷川 光	電話	03-6251-1119 担当者氏名 長谷川 光

No.

御見積書

Page. 1

宮下 直人 様

2025 年 10 月 31 日

下記のとおり御見積申し上げます。

見積金額 ￥1,000,000.-

内消費税および地方消費税

¥90,909.-

税抜合計金額

¥909,091.-

工事件名：内装リフォーム工事

工事場所：埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎二丁目5番8 エクセル北浦和A棟 609

工事概要：

工事期間：11/21～11/24

支払条件：完工時

有効期限：

株式会社

Martial Arts

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町一丁目5番8号

アトリウム日本橋人形町一丁目ビル4階

TEL. 03-6231-1113

FAX. 03-6231-1114

印

内訳明細書

No.

Page. 2

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
解体施工費		式	1		150,000	
キッチン本体・取り付け	クリナップ 2500 食洗器付き	"	1		230,000	
ユニットバス施工費	TOTO 1416	"	1		300,000	
給湯器本体	Rinnai	"	1		200,000	
運搬交通費 その他諸経費		"	1		50,000	
廃材処分費		"	1		70,000	
【合 計】					1,000,000	

リフォーム工事請負契約書

令和 7 年 10 月 31 日



工事名称 宮下様邸
埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎二丁目5番8
工事場所 エクセル北浦和A棟 609号室
工事予定 令和 7 年 11 月 21 日 ~ 令和 7 年 11 月 29 日
工事内容 内装リフォーム

注文者

氏名 宮下 直人
住所 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2丁目5番8 エクセル北浦和 A棟 609
TEL/FAX 090-9209-2694



請負者

氏名 株式会社 Martial Arts
住所 東京都中野区江原町三丁目34-1 HBビル2F
TEL/FAX 03-6908-2680 03-6908-2681



請負代金

¥1,000,000 — (税込)

契約時		
着工時		
完工時		

◇請負条件◇

本工事にあたり、見えない部分、その他により施工内容、並びに工事金額に予測出来ない変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
工事着工について、水道、ガス、電気はお客様のものを使用させていただきます。

◇添付書類◇

○ 工事請負契約約款

この契約の証として本書に署名押印の上、1通作成し注文者が原本を保有し請負者はその写しを保有する。

(総則)

- 第1条 注文者と請負者は、互いに協力し信義を守り誠実にこの契約を履行する。
2. この契約書及び添付書類に基づき請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約者の目的物とし注文者は請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせ通りの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせ通りの施工が不可能、若しくは不適切な場合、注文者と請負者が協議して実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせる事ができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸付すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請求書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
2. 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
3. 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。
- なお、注文者の責によって帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料含む)または工事用機器について損害が生じた時は、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

- 第9条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、一時中断、工期の変更)

- 第10条 注文者は、必要によって後期を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
3. 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は注文者と請負者が協議して決める。

(延長損害金)

- 第11条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は延滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
2. 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は延滞日数の1日につき、支払延滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

リフォーム工事請負契約約款

2 / 2

(紛争の解決)

第12条 この契約において、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は本書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行なった場合等

イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日間を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その取引に要する費用は

請負者の負担といたします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

※ 尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約解除が可能になる場合があります。